

休眠預金等活用法に係るお客さまへのお知らせ

1. 休眠預金等活用法とは

民間公益活動を促進するため休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(2018年1月1日施行)の略称です。

この法律により、お客さまからお預かりしている長期間異動がない預金(「休眠預金等」)については最終異動日等から10年6カ月を経過する日までに、当行のホームページにおいて公告を行ったうえで、預金保険機構に移管いたします。(初回の公告は2019年4月頃を予定しております)

なお、預金に移管された場合でも、お客さまのご請求によりいつでも引き出すことが可能ですから、通帳や取引印、本人確認書類等を営業店窓口へご持参のうえお手続きください。

2. 休眠預金等活用法における用語の定義

- (1) 「休眠預金等」とは最終異動日等から10年を経過した預金等をいいます。
- (2) 「預金等」とは、預金保険法上の付保対象とされているものを表し、当行において休眠預金等活用法の対象となる預金は以下のとおりです。

当座預金、普通預金、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金、スーパー定期預金、大口定期預金、期日指定定期預金、変動金利定期預金、据置定期預金、積立定期預金、定期積金
- (3) 「最終異動日等」とは、預金等に係る次の①～④のうち最も遅い日をいいます。
 - ①当該預金等に係る異動が最後にあった日
 - ②当該預金等に係る預入期間や計算期間の末日など
 - ③金融機関が当該預金等に係る預金者等に対し、当該預金等に係る金融機関・店舗・預金等の種別・口座番号・債権の額等の事項を通知した日(最終異動日等から9年を経過した元本の額が1万円以上の預金について通知をし、当該通知が当該預金者に到達した場合等に限りです。)
 - ④当該預金等について預金等に該当することとなった日
- (4) 「異動」とは、当該預金等に係る預金者等その他関係者がする引出し、預入れ、振込みその他の事由をいいます。(詳細は次項をご参照ください)

3. 休眠預金等活用法に係る異動事由

当行との預金等取引において、休眠預金等活用法に係る異動事由として取扱いする事由は以下のとおりです。この異動事由に該当するお取引をしている場合、休眠預金等となることはございません。

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当行からの利子の支払に係るものを除きます。)
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです。)
- (3) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限りです。)
 - ① 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - ② 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

- (4) 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳(記帳する取引が無かった場合を除く)もしくは繰越があったこと
- (5) 預金者等からの申し出にもとづく預金種別の変更または口座移管があったこと
- (6) 複数の商品を組み合わせた商品(総合口座取引、通帳式定期預金取引、通帳式通知預金取引)について、通帳内の他の預金が前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

●異動にあたるお取引一覧表(預金種類別に該当する異動取引)

預金種類	法定異動事由	当行が認可を受けている異動事由								
		通帳			証書			預金種別の変更	お客様申出による移管	複数の預金を組み合わせた商品※2
		発行	記帳※1	繰越	発行	記帳※1	繰越			
当座預金(専用約束手形口用を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 引出し 預入れ 振込の受入れ 振込みによる払出し 口座振替その他の事由による預金額の異動 手形又は小切手の提示その他第三者による支払の請求があった場合(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです) 預金者等による公告の対象となっている預金に係る情報の提供の求めがあった場合 	○							○	
普通預金(無利息特約付を含む)		○	○	○				○	○	
貯蓄預金		○	○	○					○	
納税準備預金		○	○	○					○	
通知預金		○	○	○	○				○	○
総合口座		○	○	○					○	○
自由金利型(M型)定期預金(スーパー定期預金)		○	○	○	○				○	○
自由金利型定期預金(大口定期預金)		○	○	○	○				○	○
期日指定定期預金		○	○	○	○	○	○		○	○
変動金利型定期預金		○	○	○	○				○	○
据置定期預金		○	○	○	○	○	○		○	○
積立定期預金		○	○	○					○	○
定期積金		○	○	○					○	
財形預金(一般・年金・住宅)		休眠預金等活用法の対象ではございません。								
マル優預金										
外貨預金										
譲渡性預金										

※1：記帳する取引が無かった場合を除きます。

※2：総合口座取引または通帳式定期預金取引において、この中の預金のいずれかに異動があった場合は他の預金にも異動事由が生じたものとして取り扱います。

4. 休眠預金等活用法に係る規定(約款)の制定

休眠預金等活用法の施行に伴い、本法令における「預金等の異動事由」、「最終異動日の取扱」、「預金保険機構への求償に係る委任」等について定めた「休眠預金等活用法に係る規定(約款)」を制定し、本法の施行日から適用いたしますのでご確認願います。(「休眠預金等活用法に係る規定(約款)」にて指定する当行ウェブサイトとは本ページのことを指します)

規定の内容は[休眠預金等活用法に係る規定\(約款\)\(PDF\)](#)をご参照ください。

なお、新設の規定(約款)につきましては、当行の窓口にも準備しておりますので、必要なお客さまは営業店窓口でお申し付けください。

以上
(平成 29 年 12 月)

本件に関するお問い合わせは、フリーダイヤル「0120-891-025」コンタクトセンターへお気軽にご連絡ください。